

大和市告示第 10 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により次のとおり道路の区域を決定し、及び同条第 2 項の規定により平成 28 年 1 月 31 日から供用を開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から 2 週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成 28 年 1 月 31 日

大和市長 大 木 哲

路 線 名	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	重要な 経過地
中央林間 175 号	中央林間五丁目 4426 番 1	中央林間五丁目 4426 番 1	6.00	139.04	
公所 184 号	下鶴間字甲三号 566 番 6	下鶴間字甲三号 566 番 6	5.00	35.14	
中央林間西 75 号	中央林間西四丁目 4159 番 49	中央林間西四丁目 4159 番 48	4.00	38.01	
中央林間西 112 号	中央林間西四丁目 4159 番 59	中央林間西四丁目 4159 番 74	4.00	80.35	
中央林間西 77 号	中央林間西四丁目 4193 番 1	中央林間西四丁目 4193 番 96	4.00	93.16	
中央林間西 110 号	中央林間西二丁目 3784 番 2	中央林間西二丁目 3784 番 2	4.50	66.42	
下鶴間 156 号	下鶴間字乙八号 3008 番 1	下鶴間字乙八号 3008 番 1	4.00 ～ 5.00	91.00	
桜森 62 号	桜森二丁目 304 番 4	桜森二丁目 302 番 3	4.00 ～ 4.01	64.59	
宮久保 13 号	上和田字宮久保 1323 番 2	上和田字宮久保 1323 番 2	6.00 ～ 6.01	102.45	
下和田 86 号	下和田字下ノ原 777 番 5	下和田字下ノ原 776 番 5	4.50	53.25	